

又偏勘當非公平且令書起請可存穩便由示合急可和解由教訓云々

〔吾妻鏡 二十五〕承久三年六月十七日庚午於六波羅勇士等勳功糺明其淺深而渡河之先登事信綱

與兼義相論之於兩國司前及對決信綱申云○以上三十一字據島津本補詮者入敵陣之時事打入馬於河之時芝

田雖聊先立乘馬中矢著岸之刻不見來○中兼義云佐々木越河事偏依兼義引導也還迹爲不知案

内爭進先登乎者難決之間尋春日刑部三郎貞幸云云以起請述事由其狀云

去十四日宇治被越事

自岸落時者芝田先立トイヘドモ佐々木勸仍芝田佐々木ガ馬ノ弓手ノ方ニアリ貞幸同妻手ノ方ニ罄エタリ佐々木ガ馬兩人ガ馬ノアルヨリモ鞭ダケバカリ先ツ中山次郎重繼又馬ヲ貞幸

ガ馬ニナラブ但是ハ中島ヨリアナタノ事也貞幸水底ニ入テ後事不存知候○下略

〔承久兵亂記上〕はうぐへせんじをくださるゝ事

よしときみていまでことなかりつることふしぎなれせんじにもとうごくのものども一み  
どうしんによし時もうつてまいらせよと候らん人ではかけずして御へんてにかけてきみの  
げんざんにいれさせ給へちかくなより給ひそとてかいつくろひ給ひければよしむら口おし  
くもへだてられたてまつる物かな○中略いくたびも三代しやうぐんの御かたみにてわたらせ  
給候へばいかでかすてたてまつり候べきまつたくせんじにもかたよりたねよしがかたらひ  
にもつくまじく候よしむら二ごゝろをそんなせば日ほんこく中大せうのじんぎべつしてみう  
ら十二天じんのしんばつをかふむりて月日のひかりにあたらぬみとまかりなるべしとせい  
しやうをたてられければいまこそこゝろやすくおもひたてまつれされば三代しやうぐんよ  
みがへりてわたらせ給ふところ見たてまつれとぞの給ひける

〔神護寺文書八〕阿部氏起請文案○端書